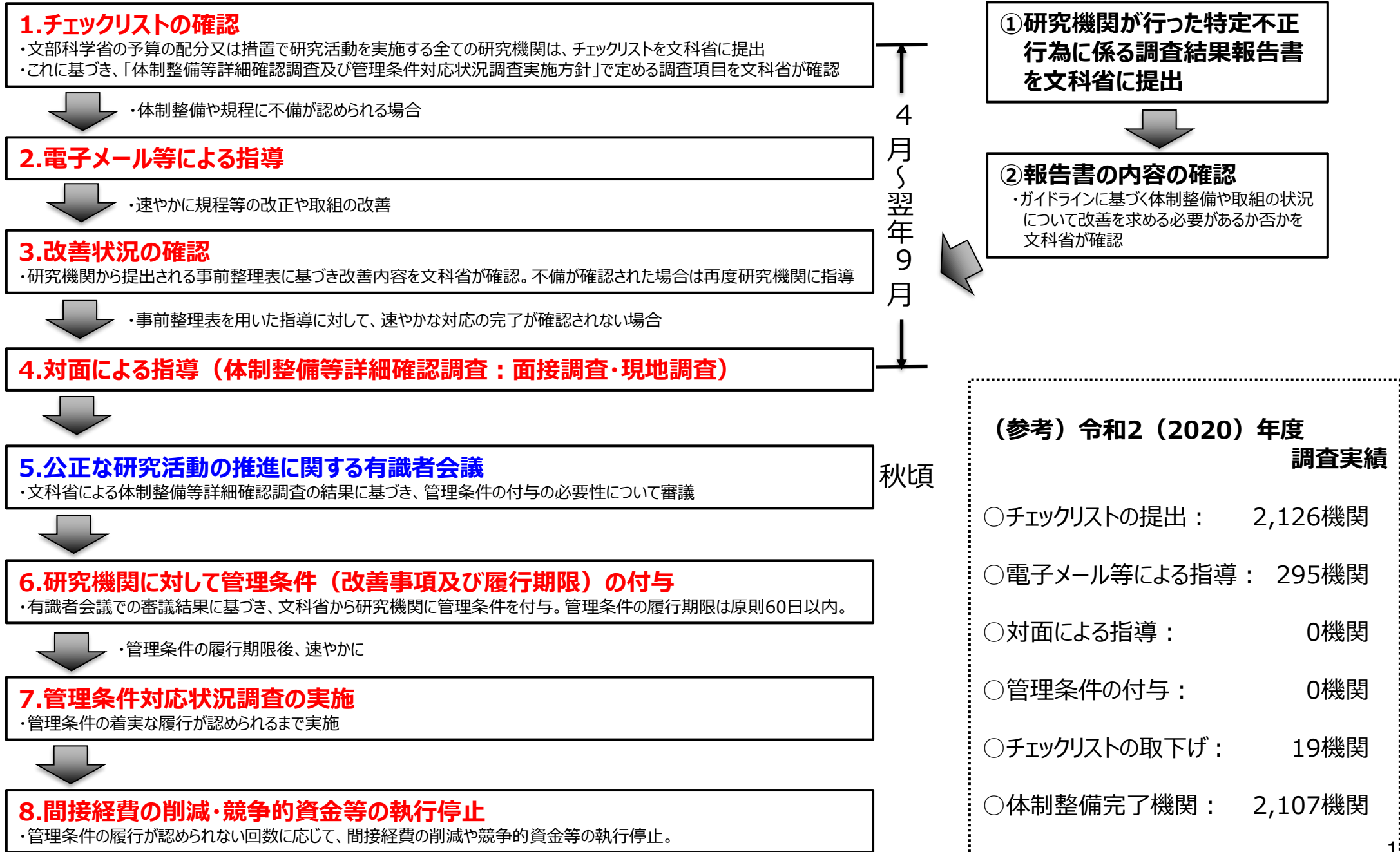


ガイドラインに基づく体制整備等の不備に対する 調査・指導の流れ (ガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト)

ガイドラインに基づく体制整備等の不備に対する調査・指導の流れ (作業・手続き)



基本情報

- (1) 機関種別
- (2) 全職員数（役員と職員の合計数（非常勤を含む））
- (3) 研究者数（e-radの研究者番号を有している者）
- (4) 事務職員数

文部科学省予算の配分・措置の状況

- (1) 競争的資金等の件数
- (2) 競争的資金等の金額
- (3) 基盤的経費（運営費交付金、私学助成等）の金額

第1部 研究倫理教育 ※各項目についてはP3に記載

第2部 研究データの保存・開示 ※各項目についてはP3に記載

第3部 研究不正の告発・調査 ※各項目についてはP4に記載

第1部 研究倫理教育

- 101 研究倫理教育を実施する体制の整備
- 102 研究倫理教育責任者の人数
- 103 研究倫理教育の企画・改善などの審議等を行う常設の委員会を設置
- 104 所属する全ての研究者（本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付け
- 105 所属する全ての研究者（本務とする者）に対して、他機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていること
- 106 所属する全ての研究者（本務とする者以外）に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付け
- 107 所属する全ての研究者（本務とする者以外）に対して、他機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていること
- 108 所属する全ての研究支援人材に対して、研究倫理教育の受講を規程等で義務付け
- 109 所属する全ての研究支援人材に対して、他機関での受講を含め、定期的に研究倫理教育を実施することを規程等で定めていること
- 108 研究者（本務とする者）の研究倫理教育の受講率
- 109 研究者（本務とする者）の研究倫理教育の受講機会の提供
- 110 所属する全ての研究者（本務とする者）に求める研究倫理教育の頻度
- 111 所属する全ての研究者（本務とする者）の研究倫理教育の受講率（令和2年度）
- 112 所属する全ての研究者（本務とする者）に対する研究倫理教育の方法及び受講状況
- 113 所属する全ての研究者（本務とする者以外）の研究倫理教育の受講状況（令和2年度）
- 114 全ての学部学生（高専生、短大生を含む。）に対する修業年限中の研究倫理教育の実施
- 115 学部学生に対する研究倫理教育の内容を扱う科目（単位として認定しているものに限る。）の義務付け
- 116 学部学生に対する研究倫理教育の方法
- 117 全ての修士学生に対する修業年限中の研究倫理教育の実施
- 118 修士学生に対する研究倫理教育の内容を扱う科目（単位として認定しているものに限る。）の義務付け
- 119 修士学生に対する研究倫理教育の方法
- 120 全ての博士学生に対する修業年限中の研究倫理教育の実施
- 121 博士学生に対する研究倫理教育の内容を扱う科目（単位として認定しているものに限る。）の義務付け
- 122 博士学生に対する研究倫理教育の方法

第2部 研究データの保存・開示

- 201 研究データの保存・開示を担当する実質的な責任者
- 202 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めていること
- 203 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めていること
- 204 研究データの保存等について、規程等で定めた内容に基づき、適切に保存等がされていることの確認
- 205 研究データの保存・確認の方法

第3部 研究不正の告発・調査

- 301 研究活動における不正行為の告発・調査を担当する責任者
- 302 不正行為の定義に関して、「捏造（ねつぞう）」、「改ざん」、「盗用」の言葉に加えて、ガイドラインで示されるように各々の不正行為の内容を規定
- 303 不正行為の定義に関して、「故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる」ものであることを規定
- 304 特定不正行為以外の不適切な行為について認定できるように規定で定義
- 305 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や認定方法等に関する規程の整備
- 306 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の設置
- 307 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等を規程等で定めていること
- 308 告発を受け付ける基準を規程等で定めていること
- 309 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、例えば理事、副学長など、適切な地位にある者をその責任者として規程で定めていること
- 310 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程で定めていること
- 311 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することを規程で定めていること
- 312 告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者・被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならないことを規程等で定めていること
- 313 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めていること
- 314 予備調査を行う場合は、告発内容の合理性、調査可能性について行うことを規程等で定めていること
- 315 本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めていること
- 316 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めていること
- 317 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することを規程等で定めていること
- 318 全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないことを規程等で定めていること
- 319 調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができると規程等で定めていること
- 320 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定めていること
- 321 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行うことを規程等で定めていること
- 322 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定されることを規程等で定めていること
- 323 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていること
- 324 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができると規程等で定めていること
- 325 不服申立ての審査・再調査は調査委員会が行うことを規程等で定めていること
- 326 不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていること
- 327 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告することを規程等で定めていること
- 328 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めていること
- 329 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めていること
- 330 公表する調査結果の内容（項目等）を規程等で定めていること
- 331 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口の名称、場所、連絡先、受付方法等を機関内及び機関外に周知（HP等）